



## 平成25年1月・2月臨時会が開会される

大阪市会、大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議についてなどを主に審議する平成25年1月・2月臨時会を開きました。

大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議についてほか1件については、1月24日の本会議において、橋下市長の説明の後、財政総務委員会に付託し、審査を行いました。その後、2月1日の本会議において、大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議については、賛成多数により原案どおり可決、平成24年度大阪市一般会計補正予算(第2回) 急施専決処分報告については、全会一致で承認しました。

このほか、1月24日の本会議では、市会運営委員長の選挙や「教育現場における体罰の根絶に関する決議案」などの案件を議決しました。

### 市会の動き [1月・2月臨時会]

- 1/17(木) 招集告示
- 24(木) <開会>本会議 (市長説明など)
- 28(月) 財政総務委員会 (付託案件等の審査)
- 2/1(金) 本会議 (財政総務委員会付託案件の議決など)<閉会>

### 会派別議員数 2月19日現在 定数86人

大阪維新の会	33人
公明党	19人
自由民主党	17人
OSAKAみらい	9人
日本共産党	8人

## ～財政総務委員会の質疑から～

財政総務委員会では、1月28日に大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議についてほか1件に関して、各委員が質疑を行いました。そのおもな内容を2月1日の本会議で行われた財政総務委員長の審査報告をもとに紹介します。

### ○大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議について

大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、大阪府・大阪市特別区設置協議会を設置するため、協議会の名称、担任する事務及び組織などを定めた規約を制定し、府・市で協議するものです。

### ○平成24年度大阪市一般会計補正予算(第2回) 急施専決処分報告について

衆議院議員選挙・市会議員補欠選挙施行に伴い、選挙費を追加する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、市長において専決処分したので、議会の承認を求めます。

### 問 特別区設置協議会の役割と今後の手続きについては

答 法定協議会においては、特別区の名称及び区域、財産処分に関する事項、議会の議員の定数など、特別区の具体的な制度案である特別区設置協定書を作成します。協定書作成後、府と市の両議会で議決が得られれば、協定書の内容を周知した上で大阪市民による住民投票を行い、過半数の賛成が得られれば国に対して特別区設置の申請を行います。さまざまな課題があることは認識していますが、平成27年4月に特別区へ移行することを目指し、議論を重ねながら準備を進めていきます。

### 問 特別区の権限に見合った財源の確保と中長期的な財政状況については

答 平成22年度決算をもとに作成したシミュレーションによると、財源の確保は可能であるとの結論を得ていますが、さらに、法定協議会においても、事務仕分けなどの結果に基づき、府市の実態に見合った積算を行う予定であります。あわせて、将来の財政状況の見込みを的確な根拠とともに示すことは、制度設計上、また、市民に判断材料を示す観点か

らも不可欠であり、法定協議会に示して議論いただきます。

### 問 新年度に設置される予定の「大都市局」については

答 新たな大都市制度の実現に向けた制度設計や、広域行政の一元化・二重行政の解消に向けた進捗管理等の業務を担う「大都市局(仮称)」を設置する方向で調整中です。大都市局の職員は、現在、市長が選任する方向で検討しています。市長が任命権者となる場合は、府職員についても市長の指揮監督を受けて業務を推進することになります。

### 問 堺市や周辺市に対する法定協議会への参加の働きかけについては

答 まずは、広域と基礎の役割分担ができていない大阪市と堺市の制度改革が必要であり、周辺市に対しても、事後的な参加を促していくことは当然であります。参加しやすい環境を整えるためにも、大阪市を40～50万人程度の基礎自治体にしておくことが必要であります。堺市についても、新市長のもとで参加の意思を固め、議会の了承が得られればぜひ参加いただきたいですが、今の堺市の規模では大きすぎるので、最低でも2分割

すべきと考えています。

### 問 これまでの「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」の開催意義と今回の法定協議会における議論の中身については

答 推進協議会では、府議会・市会の各会派の代表が、現在の都市制度をどうするのかといった観点から、大阪を取り巻く課題を共有し、同じテーブルで議論したことに大きな意義があったと考えています。一方、法定協議会は特別区の設置を前提とした協議の場ではありますが、論拠に基づいて具体的な議論をすることは可能であり、制度案の根拠となる情報をあわせて提示することにより、幅広い観点から多角的に議論していただきたいと考えています。

### 問 市民への周知と市民の合意形成に向けた取り組みについては

答 法定協議会の資料や議論経過については、既存のツールに加えて、住民説明会の開催や周知リーフレットの配布などにより、きめ細かく周知するとともに、アンケートなどで市民の意見を集約し、法定協議会に示していきます。市民の意見を議論の場にフィードバックすることで、市

民と一体となって議論を進めるとともに、多角的な議論を積み重ねることにより、最終判断に必要な情報を提供できるものと考えています。

### このほか

- 平成27年度の大阪都移行に向けてスピード感を持って充実した議論を行うべきである。
- 市会での十二分な議論と市民からの意見聴取による丁寧な議論が必要である。
- 都構想が目的とするものは現行制度でも実現可能である。
- 財政調整制度は大阪府への集約化であり、分権時代に逆行している。
- 特別区設置についての合意は得られておらず、議論は不十分である。

などの意見表明がありました。

## 市会運営委員長の選挙



市会運営委員長 美延 映夫

1月24日の本会議において、市会運営委員長の選挙が行われ、新しく美延映夫議員(維新)が就任されました。

## 可決した決議

- 教育現場における体罰の根絶に関する決議 (以上、1月24日)

本会議録、委員会記録については、後日作成でき次第、大阪市会ホームページの会議録検索システムに掲載するほか、市会図書室(市役所7階)、市立中央図書館などでご覧いただけます。

## 大阪市会からのお知らせ

大阪市会では、一層の開かれた市会を目指すため、大阪市会ホームページの掲載内容の充実を図りました。

- 市長提出議案内容の掲載(議決等案件事項一覧に掲載)
- インターネット録画放映における委員配付資料の掲載
- 本会議質問予定者の掲載(本会議の日程に掲載)

# 常任委員協議会の質疑から

桜宮高校の生徒が自殺されたこと等に関して、文教経済委員協議会が開かれ、また交通事業の民営化基本方針(素案)が公表されたことに伴い、交通水道委員協議会が開かれ、それぞれ活発な議論が行われました。この中から、議題ごとに応じて、その主な質疑・答弁、素案の概要、質疑項目等を紹介いたします。

## 文教経済委員協議会 [12月18日・1月18日・21日・25日開会]

### 議題：大阪市立桜宮高等学校生徒死亡事案について

#### 主な質疑・答弁

**問** 本件に対しての教育委員会としての見解は

**答** 今回の事案は、顧問教諭による何の落ち度もない生徒に対する暴力行為であったと認識しており、全ての学校において暴力的な指導に頼らない運動部活動を確立するための方策を検討し、実施してまいります。

**問** 本件の実態解明、また全学校における体罰・暴力等の調査については

**答** 教育長を本部長とする大阪市教育委員会体罰・暴力行為等対策本部を設置し、外部観察チームと連携・協力して、早急な本件事案に係る真相の解明、全市立学校における体罰・暴力行為等の実態調査、運動部における暴力行為、暴言、ハラスメント等の実態調査を行うとともに、その結果を踏まえ、二度と本件のような痛ましい事案が発生することがないように、実効性のあるあらゆる対策を検討してまいります。

**問** 桜宮高等学校の体育科、スポーツ健康科学科の平成25年度入学者選抜の募集については

**答** 子どもの進路に関わる重大な事柄であると認識しており、またこの件に関して、受験生や市民を初め、各方面からさまざまなご意見が多数寄せられている状況でもあり、1月21日の教育委員会会議で十分に議論を尽くして結論を出していきたいと考えています。

また市長は、桜宮高校の体育科の教育方針が現時点では決まっていない状況の中で生徒を迎えることは絶対にあってはならない。実態調査の結果を踏まえ、教育方針を定めた上で、転科の問題等、様々な問題を教育委員会で検討し、生徒を迎え入れたいと考えていると答弁しました。

#### その他の主な質疑項目

- ・教員の人事異動の改善策
- ・校長のマネジメント強化策
- ・部活動の顧問の位置づけ
- ・在校生の心のケア
- など

### 議題：大阪市教育振興基本計画(改訂素案)について

#### 素案の概要

大阪市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大阪市教育振興基本計画を平成23年3月に策定しましたが、教育行政基本条例や学校活性化条例の制定等に伴い、本計画を改訂することとしました。本計画の期間は27年度までの3年間とし、改革の方向性としては「カリキュラム改革」、「グローバル化改革」、「マネジメント改革」、「ガバナンス改革」、「学校サポート改革」の5つの改革に整理し、具体的に取り組む施策としては「ICTを活用した教育の推進」、「英語教育の強化」等が定められています。パブリック・コメント等の手続きを経た本計画の最終案は市長から2月・3月定例会に提出され、大阪市会で審議されます。

#### 主な質疑項目

- ・校長マネジメント
- ・学校適正配置
- ・道徳教育
- ・体罰・暴力行為等の一掃に向けた取組みの方向性の計画への反映
- ・学力向上の取組み
- ・頑張る教員個人やグループの主体的活動支援
- など

○計画改訂案の詳細な内容につきましては、大阪市教育委員会ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/index.html>) などをご覧ください。

### 大阪市会だよりの配付方法の変更について(ご注意)

現在、各区が発行している区の広報紙とあわせて大阪市会だよりをご自宅等にポストイングされている方につきましては、配付方法の変更により、次回5月発行分の大阪市会だよりから、別途、大阪市会だより郵送配付ご希望のご連絡をいただく必要があります。ご希望される場合は、郵送にてお送りしますので、大阪市会事務局政策調査担当(TEL 6208-8694 FAX 6202-0508)へお申し込みください。

## 交通水道委員協議会 [1月22日・30日開会]

### 議題：地下鉄事業民営化基本方針(素案)について

#### 素案の概要

地下鉄事業は少子高齢化等の事業環境の悪化、公営企業の制約等を考えると民営化の検討が必要と考えます。今後の経営形態については、100%大阪市出資の株式会社化を図り、将来的には完全民営化も目指してまいります。今後の事業戦略については、「料金の値下げ」、「終発延長」、「関連事業の展開」を考えています。今後のスケジュールとしては、平成24年度中に議会で設置条例の廃止の議決をいただき、平成25年度以降に関係機関等との調整をはじめ民営化に向けた具体的な作業を進め、平成26年度半ばに新会社を設立し、平成27年度当初から新会社の営業を開始する予定であります。

#### 主な質疑項目

- ・料金値下げと終発延長
- ・新規事業の展開に対する考え方
- ・都構想実現後の株式資産の帰属先
- ・民営化後の敬老パス等福祉割引措置の取り扱い
- ・民営化後のメリット、デメリットを含めた市民への周知
- ・条例路線の位置付け
- ・職員の処遇
- ・債務の処理方法

### 議題：バス事業民営化基本方針(素案)について

#### 素案の概要

バス事業は「公営企業」として経営破綻の状態にあると認識しており、現状のままでは必要なバスサービスを維持することが困難な状況にあります。今後の方向性としては、「事業性のある路線」については、重複系統を集約するなどして効率性を高めた上で、民間バス事業者に運営を委ね、採算性の確保が困難な路線であるが、地域住民にとって必要性が高い「地域サービス系路線」については、大阪市の交通政策や公共交通ネットワークの観点から検討を加え、効率的で利便性の高い路線に再構築し、大阪市が一定の支援を行いながら民間バス事業者に運営を委ねていきます。今後のスケジュールとしては、平成24年度中に議会で設置条例の廃止の議決をいただき、平成25年度に事業者の公募、選定を行い、平成26年4月から民間バス事業者におけるバスサービスを開始する予定であります。

#### 主な質疑項目

- ・赤バスの廃止と代替手段の検討サポート
- ・収支状況と収支悪化の原因
- ・「バス運行にかかる協議体」の設置及び協議内容
- ・民営化後の敬老パス等福祉割引措置の取り扱い
- ・区民、利用者ニーズの把握の仕方
- ・路線の民間譲渡の方法
- ・バス事業の公共性
- など

○民営化基本方針案の詳細な内容につきましては、大阪市交通局ホームページ (<http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business.html>) などをご覧ください。

## 今後の会議日程(2月・3月定例会)

3月1日(金)	午後2時	本会議
5日(火)	未定	本会議(代表質問)
6日(水)	未定	本会議(代表質問)
7日(木)	午後1時	6常任委員会(説明)
12日(火)	午後1時	6常任委員会(質疑)
～15日(金)		
18日(月)	午後1時	6常任委員会(質疑)
22日(金)	午後1時	常任委員会
25日(月)	午後1時	常任委員会
26日(火)	午後1時	常任委員会
28日(木)	午後1時	6常任委員会(態度決定)
29日(金)	午後2時	本会議

\*会議日程は変更される場合があります。なお、会議の日程や傍聴など、詳しくは市会事務局へお問い合わせいただくか、大阪市会ホームページをご覧ください。